

エクスプレス予約サービス（T S C U B I C コーポレート）に関する特約

（第1条：概要）

1. 本特約は、「T S C U B I C エクスプレスコーポレートカード会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定める。法人会員は本特約の内容について会員指定のT S C U B I C エクスプレスコーポレートカード（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に周知するものとする。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとする。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本特約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされる。
3. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

（第2条：エクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとする。
2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、カードNo.の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとする。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報全てを正確に登録するものとする。
3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないことができる。
 - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合。
 - (2) 登録手続が正しく完了しなかった場合。
 - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
 - (4) その他、本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。
4. カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対して I D を発行する。登録手続の完了及び I D の通知は、登録手続きの完了画面への表示により行われる。
5. 以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、カード使用者の本サービス利用を停止させることができる。なお、本項 (6) 又は (7) の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第 12 条第 1 項第 5 号に該当するものとみなす。
 - (1) カード使用者が本特約に違反した場合。
 - (2) 第 2 項により登録及び第 3 条により修正された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。
 - (3) カード会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合。
 - (4) カード使用者が登録した e メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合。
 - (5) カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。

- (6) 法人会員又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、若しくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む）。
- (7) 法人会員又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合。
- (8) その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
6. カード使用者は、本サービスの利用を終了することを希望する場合、当社が定める退会手続を行うものとする。カード使用者が退会手続を行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消す。退会手続が完了した場合、当社は退会完了画面に表示することにより通知する。
7. カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第6項に定める退会手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定めるエクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。
8. 法人会員及びカード使用者は、第5項又は第6項により、カード使用者が本サービス利用停止又は登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れ得ないものとする。
9. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、当社の定める運送約款（東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則その他の当社が定める運送約款。以下同じ）によるものとする。

（第3条：お客様情報の登録・修正）

カード使用者は、第2条第2項で登録した情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

（第4条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとする。

（第5条：申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、乗車券類の購入等の申込をするものとする。

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、

カード使用者がお客様情報として登録した e メールアドレスに対する eメールの送信により行う。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行う。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続きが行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。
4. 削除
5. 乗車券類の変更、払戻等（第 9 条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

（第 6 条の 2：カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

（第 7 条：契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び本特約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとする。
2. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管する。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

(第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又はE X - I Cカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとする。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
5. カード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第7条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなす。

(第9条：受取後の乗車券類の扱い)

カード使用者が第8条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとする。

(第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わない。
 - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
 - (2) 第5条の申込方法
 - (3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
 - (4) 第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法
 - (5) 第8条第3項の受取期間
 - (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができる。
 - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3)その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社は、理由のいかんを問わず、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができる。

(第 11 条：お客様情報の使用)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱い、カード会員規約によるものとする。

(第 12 条：法人会員及びカード使用者の義務)

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員及びカード使用者は I D 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

(第 13 条：カード使用者の責任、当社の免責、損害賠償)

1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに I D によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わない。
 - (1)お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (2)カード使用者の I D 及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (3)当社が第 2 条第 5 項によりカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (4)当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (5)当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (6)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益。
 - (7)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (8)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより I D、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
 - (9)カード使用者が登録した e メールアドレスに対し当社から e メールが送信されるに伴い、法人会員又はカ

ード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された e メールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された e メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した e メールアドレスに対し当社から送信された e メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

(12) その他、カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに違反したことにより、又は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。

3. カード使用者が本特約、及び当社の定める運送約款及び法令の定めに違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該カード使用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(第 14 条：通知及び同意の方法)

1. 当社からカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、カード使用者が登録した e メールアドレスに対する当社からの eメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行う。

2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなす。

(第 15 条：権利の帰属)

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

改定日 平成 27 年 8 月 29 日